丸亀市病児・病後児保育事業　設置・運営事業者公募型プロポーザル　質問票への回答

No.	実施要領のページ	質　問　内　容	回　答
1	実施要領 P5	実施要領「6.運営について」の人員配置について、看護師、准看護師、保健師又は助産師、及び保育士又は保育教諭の配置基準が記載されていますが、当該配置は、利用児童の受入れがある時間帯において満たす必要があるとの理解でよろしいでしょうか。また、利用予約又は利用児童がいない時間帯についても、同様の職員を施設内に常時配置する必要がありますでしょうか。併せて、職員の休憩時間等により一時的に職員が業務を離れる場合、代替職員の配置等により上記体制を維持する必要があるか、運用上の考え方をご教示ください。	お見込みのとおり、利用児童の受入れがある時間帯での配置基準となります。利用児童がいない時間帯は職員の配置は不要ですが、利用児童が発生した際には連絡を受けて出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制を確保してください。 短時間の休憩や電話対応など、一時的な離席の際に代替職員を配置する必要はありませんが、1人の状態が長いと安全体制の確保が難しいため、長時間離れる際は他職員が応援対応を行う、緊急の場合には速やかに駆けつけられる場所で休憩するなど、迅速な対応が可能な体制を構築してください。
2	実施要領 P1	開設目標時期が令和9年4月1日とされていますが、建物改修、設備整備、許認可手続き等の事情により開設時期が前後する場合、許容される範囲及び選定審査上の取扱いについてご教示ください。	建物を新築する場合など、開設目標時期に間に合わない場合は、提示された資料を基にして市と事業者で協議の上、改めて目標時期を設定します。 そのため、現時点では時期の許容範囲等は定めておりません。選定審査上の取扱いにつきましても、開設目標時期は審査の対象としておりません。
3	実施要領 P4	調理室について、必要とされる設備水準をご教示ください。家庭用設備相当の調理設備で足りるのか、又は保育所等に設置される業務用厨房設備に準じた設備が必要となるのか、基準があればご教示ください。また、併設施設等の調理室を兼用する場合、同一建物内に限られるのか、同一敷地内の別棟又は近接建物からの搬入等も認められるのか、条件があれば併せてご教示ください。	調理室の設備水準について、具体的な設備の詳細までは規定されていませんが、児童の安全及び衛生面に十分配慮された設備を備える必要があります。 調理室については病児保育専用の調理室を設けることが望ましいですが、必ずしも専用である必要はありません。その設置場所についても、同一建物内に限定する規定はなく、同一敷地内の別棟又は近接する施設の調理室を使用することも可能ですが、衛生面及び安全面（食品の温度管理・搬入方法・提供までの時間管理・アレルギー対応等について十分な体制）の確保が前提となります。

No.	実施要領のページ	質　問　内　容	回　答
4	実施要領 P4	保育室と、児童の静養又は隔離の機能を有する観察室又は安静室については、別室として設ける必要がありますでしょうか。それとも、同一室内においてパーテーション等により区画し、静養・隔離機能を確保する方法も認められるのでしょうか。必要な面積、設備、独立性等の考え方があればご教示ください。	保育室及び児童の静養又は隔離の機能を有する観察室又は安静室については、保育室とは別に、児童の静養又は隔離の機能を有する観察室又は安静室を備えることが求められます。 しかし、これは必ずしも物理的に完全独立した個室の設置に限られるものではなく、同一室内においてパーテーション等により区画する方法においても、感染症の拡大防止や安静療養が必要な児童への適切な対応を確保できるのであれば認められます。 ただし、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など、飛沫感染や経口感染する病気の児童を預かる場合は、独立性が高い部屋を用意することが望ましいと考えます。
5	実施要領 P1	対象児童について、実施要領では「本市に住所を有する児童」と記載がある一方、利用料では「本市以外に住所を有する児童」の金額も記載されています。市外児童の受入れも可能という理解でよろしいでしょうか。その場合、丸亀市民を優先する取扱い、定員に空きがある場合のみ受入れ可能等の条件、及び利用実績・委託料算定上の取扱いについてご教示ください。	市外の児童も受け入れ可能で、受け入れにあたって市民を優先する取扱いはありません。ただし、利用料に記載のとおり、料金面では本市児童は1日2,000円であるのに対し、市外の児童は1日3,000円となります。 （この料金設定は、香川県全域で統一されたものになります。） 委託料の計算にかかる利用実績人数の算定上は、市内児童も市外児童も区別はありません。

No.	実施要領のページ	質　問　内　容	回　答
6	実施要領 P2	医療機関等との連携体制について、応募時点で協定書、内諾書、覚書等の提出が必要でしょうか。それとも、選定後に正式締結する形でも差し支えないでしょうか。また、連携医療機関に求められる具体的な役割、急変時対応、休診時の取扱い等について基準があればご教示ください。	応募時点における協定書、内諾書、覚書等の提出については、必ずしも正式な契約書の締結までを要するものではありません。 ただし、審査において連携体制の実現性が重要な評価要素となることから、連携医療機関の確保状況が明確に確認できる資料（内諾書、協議状況の説明等）を提示することが望ましいと考えます。 次に、連携医療機関に求められる役割については、以下のような内容が基本的な考え方となります。 ■連携医療機関の主な役割 ・利用児童の病状に関する診察及び医学的判断 ・保育実施の可否に関する助言 ・病状変化時における指示及び必要な医療対応 ・保育従事者への助言・指導（感染症対応等を含む） ■急変時対応 速やかに連携医療機関による診察又は指示を受けることができる体制を確保することが必要です。 例）・迅速な受診が可能な体制（近接・搬送手段の確保） 　　・医師への連絡体制（電話・オンライン等） 　　・必要に応じた救急搬送との連携 ■休診時の取扱い 連携医療機関の休診日・時間外においても対応できるよう、代替医療機関の確保、救急医療機関との連携、地域の医療提供体制を踏まえたバックアップ体制の確保が望まれます。 また、連携医療機関の休診日は、病児・病後児保育施設も休園日とすることができます（実施要綱１P）。
7	実施要領 P5～P6	開設準備及び施設整備に係る補助金について、対象となる経費の範囲をご教示ください。例えば、内装改修費、空調設備、感染症対策設備、備品、家具、医療・看護用品、設計監理費、外構・駐車場整備費等について、補助対象となるもの、対象外となるものの考え方をご教示ください。	対象経費の範囲は、全て国の定める交付金の交付基準に準じます。 建物を新たに創設する場合は「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」別表２および「質疑応答集（子ども・子育て支援施設整備交付金）」 賃借物件において整備する場合は「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の病児保育事業のうち「1病児対応型　（３）普及定着促進費（開設準備経費）」 をご参照ください。

No.	実施要領のページ	質　問　内　容	回　答
8	委託仕様書 P1	委託料の支払方法について、月次払い、四半期払い、年度末精算等のいずれを想定されていますでしょうか。また、利用児童がいない日であっても、運営体制維持のために必要となる人件費、施設維持費等は対象経費として認められるのでしょうか。委託料算定及び精算の考え方をご教示ください。	委託料につきましては、年間の利用児童数により基準額が変わるため、特に希望がなければ実績報告に基づき年度末に一括支払いになります。ただし、運営に係る経費が膨大であることから、希望があれば四半期払い（第4四半期分での清算）等にすることも可能です。 1日の利用児童の有無にかかわらず、施設の維持管理に必要な運営費・人件費等は委託料の対象経費になります。
9	実施要領 P1・P5	利用予約、キャンセル、当日受入れの判断について、受付主体は市、事業者、連携医療機関のいずれを想定されていますでしょうか。また、感染症の種類や症状による受入れが困難となる場合の基準、隔離対応の考え方について、市としての基準又は想定があればご教示ください。	利用予約、キャンセル、当日受入れの判断・受付主体は全て事業者を想定しております。 受け入れ困難な感染症・症状の場合につきましては、基準等は定めておりませんが、隔離の機能を有する設備等を含む、施設の整備計画との整合性は確認いたします。

＜参考＞こども家庭庁ホームページより

【建物を新たに創設する場合】
子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0abf2f27-1ebe-4fa2-bab8-362dd67ffc4b/938c8b3b/20260421_policies_kosodateshien_houkago-jidou_hourei-tsuuti_76.pdf

【建物を新たに創設する場合】
質疑応答集（子ども・子育て支援施設整備交付金）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0abf2f27-1ebe-4fa2-bab8-362dd67ffc4b/f70ba0d3/20260421_policies_kosodateshien_houkago-jidou_hourei-tsuuti_77.pdf

【賃借物件において整備する場合】
子ども・子育て支援交付金交付要綱
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0abf2f27-1ebe-4fa2-bab8-362dd67ffc4b/17ba91eb/20260408_policies_kosodateshien_houkago-jidou_hourei-tsuuti_75.pdf